

公 告

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業久世高田地区土地区画整理事業の施行について、土地区画整理法第4条第1項の規定により認可しましたので、同法第9条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成18年2月10日

京都市長 榎本 頼兼

- 1 施行者の名称 麒麟麦酒株式会社
- 2 事業施行期間 平成18年2月10日から平成20年3月31日まで
- 3 施行地区 京都市南区久世高田町，同区久世中久世町一丁目，同区久世中久世町五丁目及び西京区下津林番条町の各一部
- 4 土地区画整理事業の名称 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業久世高田地区土地区画整理事業
- 5 事務所の所在地 京都市南区久世高田町126番地
- 6 施行認可の年月日 平成18年2月7日
- 7 施行者の住所 東京都中央区新川二丁目10番1号
- 8 事業年度 毎年1月1日から12月31日まで
- 9 公告の方法 施行地区内の掲示板に掲示する。

（建設局都市整備部区画整理課）